

## 【判例研究】 関西学院大学商法研究会

事業の譲受会社が譲渡会社の商号の略称および標章を続用していたことを理由に会社法二二条一項の類推適用を認めた事例

(東京地判平成二七年一〇月二日、金判一四八〇号四頁)

牛丸 弘行

## 一、事実の概要

本件において、銀行業務等を営む原告X(株式会社みずほ銀行)は、被告Y社(株式会社DWP)が、株式会社A(旧商号・株式会社デザインワークスプロジェクト、商号変更後の新商号・株式会社TNコーポレーション。以下、商号変更の前後を通じてA社という。)の事業を譲り受け、その標章を続用しているとして、Y社に対し、会社法二二

事業の譲受会社が譲渡会社の商号の略称および標章を続用していたことを理由に……

条一項の類推適用に基づき、Xに対する貸付金の残元金合計二五〇一万円ならびにこれに対する約定の利息合計一七万一〇三二円および遅延損害金の支払を求めた。

A社は、同代表取締役被告Bが平成一四年に出資して設立した株式会社であり、Cおよび他の一名が取締役に就任し、事務所の内装工事の設計および監理のほか、施工や家具販売も含めて一括で請け負うなどしていた。Cは、A社において、設計、管理のみを専業とする子会社の責任者を務めていた。

A社は、自己の呼称としてホームページ等で、同社の商号を英語で表記した場合の頭文字であり自己の略称として「DWP」と記載しており、かつ、アルファベット一文字を裏返しにして、「DWP」と表示された標章(以下、『本件標章』という。)を使用していた。このように本件標章において、アルファベット一文字を裏返しにしたのは、既成概念を取り扱うことを示すためであった。

A社は、その後、その資金状況が悪化し、平成二三年三月頃以降は、金融機関からの借入金について、弁済期の変更合意を繰り返すようになった。そのため不採算部門の撤退やオフィスの縮小などを余儀なくされ、最盛期には約四〇名いた従業員も同年九月までに半減し、約二〇名の正社

一

員と一名のアルバイトで構成されていた。さらに、有力幹部従業員の多数が、同年九月から同年十一月頃にかけて、A社を退職し、これに伴い、同社の経営は、一層、厳しくなり、その負債残高は、同月頃、約五億円（このうち、金融機関からの債務が約二億八〇〇万円、取引先である一般債権者に対する債務が二億円弱であり、後にA社は自らの債権者に仕事を紹介し、紹介手数料と同社の債権を相殺処理することにより、二億円弱あった一般債権者の債務は、一億一〇〇万円から一億二〇〇万円程度に減少した。）に達した。

A社は、平成二四年二月頃、登記簿上の本店所在地は変更しないまま、本店所在地にあった事務所からシェアオフィスに事業の本拠地を移転した。これは、債権者が同社の事務所を訪ねかけるといふ事態が発生する中で、「逃げのように」移転したものであった。

BとCは、A社の有力な従業員が退職したことで、同社の業務の継続が困難となり、平成二四年一月、二月頃までには、今後、A社の預金債権が仮差押えを受けるなどの事態に陥り、従業員に対して給与の支払をすることができなくなることも予想されたことから、どのように対応すべきかについて相談をするようになった。

Cは、自らがノウハウを有していた設計・監理業務を行う会社を設立することを考えるようになった。その意図するところは、①別会社において業務をすることで、A社に勤めていた従業員の給与の支払を確保するとともに、既存の顧客のクレーム対応等のフォローアップをすることができ、②BもA社の債権者への対応を免れて本来の事業に集中することができ、③A社から仕事の紹介を受けたときには、同社に紹介手数料を支払うことで、A社およびBが債務の返済について時間的猶予を得て、再建の機会をうかがうことができるのではないかと考えたものであった。Bも、二億円程度の買掛金債務について、A社が一切返済できないまま倒産すると、今後、事業展開をすることができなくなるので、可能な限り返済を継続できるような仕組みがほしいと考えていた。

そこで、BとCは、相談の上、CがA社とは別の法人を用いて事業を行うこととした。Cは、平成二四年一月頃、かねて知り合いであった公認会計士のDに対し相談したところ、Dは、自らが休眠会社を有しているので、これを無償で上記の別の法人として使うことを承諾した。Cは、Dに対し、Dが有していた休眠会社の商号変更、目的変更、役員の変更および本店の移転に関して、必要書類の作成や

登記申請手続を依頼した。CがDに対して目的変更の内容を伝達するに当たっては、A社の定款を交付して、A社と同一のものになるように依頼した。その結果、同年七月四日、Y社の商号等の変更登記がされ、商号は現在のもの（株式会社DWP）に、目的はA社と同一のものに、Cが唯一の取締役兼代表取締役、本店所在地は前掲のシェアオフィスにそれぞれ変更された。Cが商号名に「DWP」という文字を用いたのは、それまでにA社が業界において浸透してきたDWPという名称にはブランド力があると考えたことから、これを維持し活用しようと考えたためであった。

Cは、平成二四年七月頃、四名の従業員とともにY社の事業を開始した。Y社の事業は、事務所の内装等について、設計、監理を行うものであった。Y社の事業開始に当たって、A社から資金や動産等の承継はされなかったが、上記四名の従業員は、いずれもA社において勤務していた者であった。なお、A社において継続中であった案件の顧客に対しては、同社とY社とが連名で、Y社を新たに立ち上げた旨の挨拶状を交付した。さらに、Y社は、本件標章を名刺、ホームページのほか顧客に交付する提案資料等に表示していたほか、Y社の従業員の名刺には、A社の許諾を得

て、A社の名刺に記載されているのと同じファクシミリ番号が記載され、裏面に同一のデザインが印刷されていた。

## II、判旨 請求認容

(1) A社はY社に対して事業譲渡または事業の包括的な賃貸借をしたか(争点(1))

「会社法二二条一項は、事業を譲り受けた会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合には、その譲受会社も、譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う旨を規定しているところ、ここにおいて事業の譲渡とは、一定の営業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産(得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む)の全部又は重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせるものをいうものと解される(最高裁昭和四〇年九月二二日大法廷判決・民集一九卷六号一六〇〇頁参照)。」

「Y社は、A社が同社の商号を英語で表記した場合の頭文字であり自己の略称としてホームページ等で使用していた「DWP」という名称が業界に浸透しており、ブランド力があることから、休眠会社の商号を「株式会社DWP」

事業の譲受会社が譲渡会社の商号の略称および標章を続用していたことを理由に……

に変更して、これをY社の商号として利用するとともに、A社が使用しており、同社のブランド力を象徴する本件標章を同社の許諾を得て利用することとなったものである。」

「Y社は、内装工事の設計監理の事業を開始した時点でA社において継続中であつた案件を引き継いでおり、平成二四年七月には九件中八件……、同年八月には一六件中八件……が、A社から引き継いだものであつた。このように、Y社が設計監理の事業を開始した当初の時期において、Y社は、A社の仕掛かり工事を引き継ぎ、売上げを獲得していたものである。」

「Y社の取締役はC一名のみであるところ、CはA社の取締役でもあり、また、Y社の従業員は、いずれも、A社に在籍していた者のみから構成され、Y社において勤務することを希望した者が雇用された。したがって、人的組織の面からも、Y社は、A社から承継したものと評価することができ。」

「以上を総合すると、A社は、Y社に対し、A社が平成二二年七月当時行っていた事業であるオフィスデザイナーの設計、監理事業のために組織化され有機的一体として機能する財産を譲渡したものと認めることができる。」

(2) Y社による本件標章の使用は商号を引き続き使用した場合に準ずるものか(争点(2))

「会社法二二条一項が、営業譲渡の譲受会社のうち、商号を継用する者に対して、譲渡会社の債務を弁済する責任を負わせた趣旨は、営業の譲受会社が譲渡会社の商号を継用する場合には、従前の営業上の債権者は、営業主体の交替を認識することが一般に困難であることから、譲受会社のそのような外観を信頼した債権者を保護するためであると解するのが相当である(最高裁昭和二九年一〇月七日第一小法廷判決・民集八卷一〇号一七九五頁、同昭和四七年三月二日第一小法廷判決・民集二六卷二号一八三頁参照)。」

「これを本件についてみると、……Y社は、A社がかねてより英語表記の略称として用いていた「DWP」という名称を商号とし、また、A社がかねてより使用していた本件標章を使用しているものであるところ、「DWP」という名称はA社という営業主体を表すものとして業界で浸透し、ブランド力を有するに至っており、また、本件標章はそのブランドの象徴として利用されてきたものと認められる。そして、一般に標章には、商号と同様に、商品等の出所を表示し、品質を保証し、広告宣伝の効果を上げる機能があるということができるところ、Y社は、本件標章を

従業員の名刺、ホームページのほか顧客に交付する提案資料等に表示していたことが認められ、Y社が、Aの略称である「DWP」を商号の主たる部分としていたことと相まって、A社という営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたものといえることができる。

そうすると、A社の略称である「DWP」を商号の主たる部分とするY社が、A社が使用していた本件標章を引き続き使用したことは、商号を続用した場合に準ずるものといふべきであるから、Y社は、会社法二二条一項の類推適用により、A社のX社に対する債務を弁済する責任を負うものと解するのが相当である。」

### III、検討

#### 1 本判決の意義

本判決は、事業が破綻した会社の経営陣が設立した新会社への事業譲渡において、譲渡会社の従前の略称を商号の主たる部分に用い、かつ、同社の使用していた標章<sup>①</sup>を用いていた譲受会社が、会社法二二条一項の類推適用により、譲渡会社の事業によって生じた債務の弁済の責任を負うものとされた事例である。

本判決に関する判例批評において、小菅教授は、債務者

事業の譲受会社が譲渡会社の商号の略称および標章を続用して……

五

保護の観点から、本判決が正当であると述べられ、かつ、標章等が営業主体を表示する名称と認め、会社法二二条一項の類推適用を肯定した事例は、本判決が初めてであると指摘している<sup>②</sup>。本判決は、ホテル名や屋号の続用やゴルフクラブ名の続用に会社法二二条一項の類推適用を認めた従来<sup>③</sup>の裁判例に加えて、それ以外の事例に同項の類推適用を広げる裁判例であると北村教授は述べている。弥永教授も、「商号の続用があるとは評価できなくても、一定のブランド力を有する譲渡会社の略称を商号の主たる部分に使用し、かつ、譲渡会社の標章を用いている場合に、会社法二二条一項を類推適用できるとした点は、これまでの裁判例にはみられないという評価も可能かもしれない。」と述べている<sup>④</sup>。

#### 2 会社法二二条・二三条の趣旨

事業譲渡が行われた場合、事業譲渡契約の中で、事業譲渡の譲受人が譲渡会社の事業によって生じた債務を承継すると定める場合もあるし、承継しないと定める場合がある<sup>⑤</sup>。

事業譲渡の譲受人が債務を承継する場合、債務引受け、弁済の引受け（民法一七四条）または債務者の交替による

更改（同法五一四条）などを行う必要がある<sup>6</sup>。債務引受については、譲渡会社が債務を免れる免責的債務引受と、譲渡会社と譲受会社がそれぞれ債務を負担する重畳的債務引受があり、重畳的債務引受には債権者の合意がなくとも成立する（大判大正六・一一・一民録二三輯一七一五頁）が、免責的債務引受については、債権者の承諾が必要である<sup>7</sup>。

事業譲渡の譲受人が債務を承継しない場合、依然として、譲渡会社が当該債務の弁済責任を負う。しかし、会社法では、事業譲渡の後、譲受会社が譲渡会社の商号を統用する場合（会社法二二条）と統用しない場合（同法二三条）に分けて、債権者保護の観点から特別の規定を設けている。

事業譲渡の譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合には、その譲受会社も、譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負うと定める（会社法二二条一項）。商号を統用する譲受会社がこの責任を負わないためには、事業を譲受した後、遅滞なく、譲受会社がその本店の所在地において譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記するか、または譲受会社および譲渡会社から第三者に対しその旨の通知をしなければならない（同法二二条二項）。

また、譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用しない

場合においても、譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡会社の債権者は、その譲受会社に対して弁済の請求をすることができると定める（同法二三条一項）。

### 3 本判決の検討

本判決において、(1)事業の譲渡および(2)商号の統用の二つが争点となった。

#### (1) 事業譲渡の有無

X社は、本件において、事案を総合的に考えると、事業譲渡もしくはこれに類似した関係または包括的な賃貸借がされたと主張したのに対し、Y社は、事業譲渡または包括的な賃貸借の事実がないと主張した。

事業譲渡の定義について、最高裁判所は、「旧」商法二四五条一項一号（現会社法四六七条一項一号・二号）によって特別決議を経ることを必要とする営業の譲渡とは、同法二四九条（現商法一五九条）以下にいう営業の譲渡と同一意義であって、営業そのものの全部または重要な一部を譲渡すること、詳言すれば、一定の営業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価

値のある事実関係を含む。の全部または重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営利的活動の全部または重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に同法二二五条（現会社法二二条）に定める競業禁止義務を負う結果を伴うものをいう」と判示している（最大昭和四〇・九・一二民集一九卷六号一六〇〇頁）。

会社法では、事業譲渡の規定は、第一編総則第二十一条以下と第二編株式会社四六七条以下で定められており、会社法総則の事業譲渡と四六七条一項により株主総会の特別決議による承認が必要な事業譲渡の意義について議論されており、特に、会社法四六七条の事業譲渡の意義に関して様々な学説が主張されている。<sup>(8)</sup>一方、会社法総則の事業譲渡の意義についても諸説があるが、本判決は、上述の最高裁判決を引用して、事業譲渡を定義づけている。<sup>(10)</sup>

本判決は、①Y社が設計監理の事業を開始した当初の時期において、Y社は、A社の仕掛かり工事を引き継ぎ、売上げを獲得していた、②譲渡会社の英文の略称の使用権および標章の使用権を認められていた、③Y社は、人的組織の面からも、A社を承継したものと評価することができるといふ点をあげ、これらを総合すると、A社は、Y社に對

し、A社が平成二二年七月当時行っていた事業であるオフィスの設計、監理事業のために組織化され有機的の体として機能する財産を譲渡したものと認めることができると判示した。なお、本判決は、原告の主張する、包括的な貸借に当たらないと判断した。

本判決の結論に異論はない。本件では、①譲渡会社の英文の略称の使用権、②標章の使用権、③事業譲渡時の譲渡人の顧客との工場の引き継ぎ、④顧客の紹介という財産的価値がある従業員からの引き継ぎ、⑤顧客の紹介という財産的価値がある事実関係の譲渡があり、「一定の営業目的のため組織化され、有機的の体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部または重要な一部の譲渡」にあたると思われる。なお、本件では、資金や動産等の承継がなされなかったことが認定されており、略称の使用権および標章の使用権ならびに得意先関係等の経済的価値のある事実関係の譲渡だけであっても、有機的の体として機能する財産の譲渡があったと認定されたことになる。

## (2) 商号の統用の有無

商号の統用の有無について、多くの裁判例が蓄積していることを理由に……

る。①商号を若干変更していた場合に商号の続用があると認定され、会社法二二条一項が適用されたケースと②商号以外の名称の続用により、同法二二条一項が類推適用されたケースがある。

本件は、上記②のように、商号以外の名称の続用により、同法二二条一項が類推適用されたケースの新しい類型である。本件では、①商号の略称の続用の問題と②標章の続用が議論されているので、以下では、この二点について分析する。ただし、本件において、原告は、商号の略称の続用には触れず、標章の使用が商号の続用に該当する旨を主張し、他方、被告は、標章の使用は、商号の続用に準じるものではないと主張した。しかし、裁判所は、商号の略称についても言及している。

本判決で示された会社法二二条一項の趣旨は、判例・通説(一)外観理論・禁反言法理説<sup>12)</sup>の立場を踏襲するものである。この立場は、商号が続用される場合、営業上の債権者は営業主の交替を知りえず、譲受人たる現営業主を自己の債務者と考えるか、あるいは営業譲渡の事実を知っていても、そのような場合は譲受人による債務の引受けがあったと考えるのが常態で、いずれにせよ債権者は譲受人に対して請求をなしうると信じる場合が多いとされる。

判例・通説の立場以外に、学説では、様々な見解が主張されている。特に有力な説として、(ii)企業財産担保説がある。外観保護によらず、営業上の債務は企業財産が担保となつているので、債権者を保護するために、会社法二二条一項は、原則として企業財産の現在の所有者である譲受人が併存的債務引受をしたものとみなした規定と解する見解である<sup>13)</sup>。さらに、(iii)折衷説がある。大隅教授は、「譲受人が譲渡人の商号を続用する場合には、営業上の債権者は営業上の交替を知りえず、譲受人たる現営業主を自己の債務者と考えるか、または営業譲渡の事実を知っているととしても、譲受人による債務の引き受けがあったものと考えるのが常態であつて、いずれにしても譲受人に対して請求をなしうるものと信ずることが多いのみならず、営業上の債務については営業財産がその担保となつているものと認められる。」と述べている<sup>14)</sup>。

次に、本判決は、商号の略称としての使用と標章の使用とあいまって、会社法二二条一項の類推適用を認めている。本件の事業譲渡時の譲渡会社の商号は、「株式会社デザインワークスプロジェクト」であり、譲渡会社の商号は、「株式会社DWP」であつた。一見すると、全く別の商号のように思われる。しかし、譲渡会社は、自己の呼称とし

てホームページ等で、同社の商号を英語で表記した場合の

頭文字であり自己の略称として「DWP」と記載しており、讓受会社も、それまでに讓渡会社が業界において浸透させてきた「DWP」という名称にはブランド力があると考えたことから、これを維持し活用しようと考えたものであった。本判決は、標章の使用が、「Y社が、Aの略称である「DWP」を商号の主たる部分としていたことと相まって、A社という営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたものということができる。」と判示した。

讓受会社が、讓渡会社の略称を商号の中心部分として用いたことが、営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していると認定しているが、特に注目すべきは、讓渡会社が、自己の呼称としてホームページ等で、同社の商号を英語で表記した場合の頭文字であり自己の略称として「DWP」と記載し、業界において浸透させてきたという状況があったことを前提にして、商号の統用の類推適用を認めている点である。<sup>(15)</sup>讓渡会社が事業を行うに際し、登記商号を用いず、当該商号の略称を用いており、そのことが業界において浸透していたのであれば、標章の統用について言及するまでもなく、讓受会社の当該略称の統用の認定だけで、会社法二二条一項の類推適用が認められたのではない

か。

次に本判決は、「一般に標章には、商号と同様に、商品等の出所を表示し、品質を保証し、広告宣伝の効果を上げる機能があるということができるところ、Y社は、本件標章を従業員の名刺、ホームページのほか顧客に交付する提案資料等に表示していたことが認められ、Y社が、Aの略称である「DWP」を商号の主たる部分としていたことと相まって、A社という営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたものということができる。」と判示しており、標章の統用だけで会社法二二条一項の類推適用を認めたものではないが、以下では、標章の統用につき会社法二二条一項の類推適用が認められるかについて考察する。

ところで、商号以外の名称につき会社法二二条一項の類推適用を認めるかについては、すでに、最高裁判所は、ゴルフクラブの名称につき、類推適用を認めている（最判平成一六・二・二〇民集五八・二・三六七）。

本件の別訴において、Xは、ゴルフクラブの名称についての最高裁判決を引用し、「ゴルフクラブの名称は、商号そのものではないが、商号と同等に、あるいは、それ以上に、出所表示機能、品質保証機能及び広告宣伝機能を有す

事業の讓受会社が讓渡会社の商号の略称および標章を統用していたことを理由に……

九

ることに着目して、会社法二二条一項の類推適用を認めたものである。」と主張し、かつ「標章にも標章の出所表示機能、品質保証機能及び広告宣伝機能があるから、事業の譲受会社が譲渡会社の標章を続用すれば、事業主体は同一のままであるとの外観が作出されることとなる。そして、その外観を信頼した債権者を保護すべきことは、ゴルフ場の事業主体が前主のゴルフクラブの名称を続用する場合と同様である。」と主張した。<sup>16)</sup> 本件判決は、この別訴におけるXの主張を取り入れたものであると考えられる。

商号以外の名称の使用につき会社法二二条一項の類推適用を認めるかについて、本件判決以前の学説の状況は、積極説と消極説に分かれる。

升田教授は、「商法二六条（現商法一七条）の要件は、：商号の続用が必要であるが、取引社会において営業主の同一性に対する信頼は、主として商号にあるものの、それらに限られるものではなく、屋号、商標、ロゴ、その他の名称・記号も、同様な信頼を生じさせるものである。営業譲渡に当たって、商号以外の営業主の同一性を示す名称・記号が続用された場合において、商法二六条（現商法一七条）が適用されるか、あるいは類推適用されるかは、同条の趣旨に関連して重要な問題であるが、裁判例が商号の続

用の要件を緩和し、営業の同一性等の事情を重視している傾向にあるから、商号以外の名称・記号が続用された場合にも、商法二六条（現商法一七条）が拡大して適用される可能性は高いと予想することができよう。」と積極説を主張する。<sup>17)</sup>

遠藤教授は「商号以外のどのような名称表示（商標、ロゴなど）にまで同条（旧商法二六条）の類推適用が可能かについては未定といわざるを得ない。」と述べ、類推適用の可能性を全く否定する立場はとっていない。<sup>18)</sup>

また、森判事は、「単なる商標やロゴの続用により、営業主体の同一性を誤認させるとするのは稀有の事例であろう。」と指摘し、類推適用を全く否定するものではないが、非常に稀であるとし、今後の判例の集積を待つとの立場をとる。<sup>19)</sup>

近藤教授は、「営業を表しているとはいえない名称については、本条（現商法一七条）の類推適用は当然否定すべきである。たとえば、譲受人が、譲渡人が従来販売していた商品と同名の商品を販売していた場合等に本条の類推適用することについては、消極に解すべきであろう。」と述べ、商品の名前の続用だけでは、類推適用を否定するといふ消極説の立場をとるものであろう。<sup>20)</sup>

本判決に対する判例批評において、土岐教授は、本判決が妥当であると述べ、かつ、譲渡会社が、自己を表示するものとして、商号は積極的に活用せず、それよりも、店舗名や商標といった別のブランド名称を積極的に活用する例が見られ、そのような商号類似の営業主体表示が統用される場合に、譲渡会社の債権者保護の必要性は変わることがないと述べている。<sup>21)</sup>

私見も、「標章には、商号と同様に、商品等の出所を表し、品質を保証し、広告宣伝の効果を上げる機能があり、かつ標章の統用において、営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出している」という本判決の考え方は妥当であると考え、支持したい。ただし、本件で問題となった標章以外に「商号類似の営業主体表示が統用される場合」が、今後、裁判で問題とされるのではなからうか。<sup>22)</sup>

本件の事業譲渡においては、譲渡会社が譲渡会社の標章を統用しているだけでなく、商号の略称も統用しており、その相乗的効果により、営業を混同するおそれが生じているとして、営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたものと認定され、会社法二二条一項の類推適用が認められることになる。<sup>23)</sup>

#### 4 おわりに

以上、述べたとおり、私は、本件では、略称の使用と標章の統用が同時に行われていることから、会社法二二条一項の類推適用を認めた本判決の結論には賛成である。

本件では、商号の略称の使用と標章の統用が同時に行われているが、もし、一方だけが行われた場合に、如何に考えるべきか。

まず、事業譲渡において、譲渡会社が用いていた商号の略称を譲渡会社が商号として使用する場合、それにより営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたものであれば、会社法二二条一項の類推適用が可能であると考えられる。

つぎに、事業譲渡において、譲渡会社の商号と譲渡会社の商号が異なっても、標章が統用され、それにより営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたものであれば、会社法二二条一項の類推適用が可能であろう。ただ、本件は、標章について、三つの機能（出所表示機能、品質保証機能、広告宣伝機能）を兼ね備えたブランド力のある標章が、譲渡会社から譲渡会社へと統用された事実である。よって、ブランド力の弱い標章を統用した場合には、

事業の譲渡会社が譲渡会社の商号の略称および標章を統用していたことを理由に……

それにより営業主体がそのまま存続しているとの外観を作  
出するに至っていないとして、会社法二二条一項の類推適  
用はなされない場合もあろう。したがって、本判決の立場  
を採るのであれば、標章のブランド力の程度が問題とされ  
るのではないかと考えられる。

- (1) 標章とは、人の知覚によって認識することができるの  
ち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれら  
の結合、音その他政令で定めるものをいう(商標法二条一項)。
- (2) 小菅成一「讓渡会社の商号の略称・標章を続用した讓渡  
会社に対し会社法二二条一項の類推適用が肯定された事例」TKC  
ローライブラリー 新・判例解説 Watch 商法 No.88。http://ex.  
lawlibrary.jp/commentary/pdf/218817009-00-050881336\_tkc.pdf
- (3) 北村雅史「讓渡会社の標章等の続用と会社法二二条一項の類  
推適用」法教四三〇号一三八頁(二〇一六)。
- (4) 弥永真生「略称の使用と会社法二二条一項」ジュリスト一四  
九〇号三頁(二〇一六)。
- (5) 破綻企業の再生のための事業讓渡では、債務の承継がされな  
いことも多いといわれている。江頭憲治郎編『会社法コンメンタ  
ー(1)』(商事法務、二〇〇八)二〇八頁「北村雅史」を参照。  
本件は、このケースにあたるであろう。
- (6) 江頭編・前掲注(5)二〇九頁「北村」。
- (7) 江頭編・前掲注(5)二〇九頁「北村」。
- (8) 学説の状況に関して、藤田教授は、①会社法四六七条にいう  
事業讓渡は、会社法二二条、商法二五条以下のそれと同義に解し、  
事業も目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の

讓渡で、しかも讓受人による事業の承継を伴うものとする説、②  
事業用財産の讓渡であっても、それによって讓渡会社の運命に重  
大な影響を及ぼすような場合には事業讓渡に該当するとする説、  
③事業讓渡といえるためには有機的の一体として機能する財産の讓  
渡でなくてはならないが、事業の承継という要素は不要とする説  
に分類し、かつては①説が有力であったが、近時は③説が有力で  
あると述べている。藤田友敬「判批」江頭憲治郎編『山下友信編  
『商法(総則・商行為)判例百選(第五版)』三八一―三九頁(有  
斐閣、二〇〇八)。また、江頭憲治郎編『会社法コンメンタール  
(二)』二七―三〇頁(商事法務、二〇〇九)「斉藤真紀」を参  
照。

- (9) 服部教授は、学説を、①営業財産讓渡説、②営業有機体讓渡  
説、③営業組織讓渡説、④地位交替承継説、⑤地位財産移転説に  
分類したうえで、①営業財産讓渡説を支持している。服部栄三  
『商法総則(第三版)』三九九―四〇一頁(青林書院、一九八三)。  
大隅教授は、「営業の讓渡とは、一定の営業目的により組織化さ  
れた有機的の一体としての機能的財産の移転を目的とする債権契約  
をいう」と述べ、上の①説の立場をとる。大隅健一郎『商法総  
則(新版)』三〇一頁(有斐閣、一九七八)。他の有力学説も同様  
の立場をとるが、讓渡人が競業避止義務を負うことは要件ではな  
いと主張する説もある。神崎克郎『商法総則・商行為法通論(新  
訂版)』一四九―一五〇頁(同文館出版、一九九九)、鴻常夫『商  
法総則(新訂第五版)』一四一―一四二頁(弘文堂、一九九九)。  
(10) 本件では、上述の最高裁判決の「讓渡会社がその讓渡の限度  
に応じ法律上当然に同法二五条(筆者注・現会社法二二条)に定  
める競業避止義務を負う結果を伴うもの」という要件が引用され  
ていない。これは、事業讓渡の意義に関して、競業避止義務は、

事業譲渡の要件ではないとする有力説(神崎・前掲注(9)一四九一—一五〇頁、鴻・前掲注(9)一四一一—一四二頁、田中亘「競争禁止義務は事業の譲渡の要件か」東京大学法科大学院ローレビュー五巻二八七—二八八頁(二〇一〇))の影響を受けた可能性があると考えられる。

- (11) 江頭編・前掲注(5)二二三頁「北村」参照。例えば、本文①のケースとしては、自然人の商号に会社の種類を示す文字を付加した場合(名和商店)を「株式会社名和商店」とした事例、東京地判昭和三四・八・五下民集一〇巻八号一六三四頁)や、商号の主要部分が同一で商号が近似している場合(株式会社笠間電化センター)と「株式会社笠間家庭電化センター」という事例、水戸地判昭和五四・一・一六判時九三〇号九六頁)に、商号の続用があったと認定されている。また、本文②のケースとしては、商号の続用はなかったが、譲受会社が譲渡会社の屋号を続用していた場合(譲渡人の商号であり屋号である「丸政園」を譲受会社が屋号として続用した事例(東京高判昭和六〇・五・三〇判時一一五六号一四六頁)や、譲受会社が譲渡会社のゴルフクラブの名称(淡路五色リゾートカントリー倶楽部)を続用していた事例(最判平成二六・三〇民集五八巻二二三六七頁)に、会社法二二条一項が類推適用されている。
- (12) 鴻・前掲注(9)一四九頁、神崎・前掲注(9)一五三頁、宇田一明「営業譲渡法の研究」九七頁(中央経済社、一九九三)。
- (13) 服部・前掲注(9)四一八頁、志村治美「現物出資の研究」二四一頁(有斐閣、一九七五)、近藤光男「商法総則・商行為法【第六版】」一一二—一二三頁(有斐閣、二〇一三)。
- (14) 大隅・前掲注(9)三二七—三二八頁、弥永真生「リーガルマインド商法総則・商行為法【第二版補訂版】」五六頁(有斐閣、

二〇一四)。

私見は折衷説を支持する。譲受会社は商号の続用がない場合でも、譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡会社の債権者に対して責任を負うと規定されている(会社法二三条)ことから見れば、譲渡会社の商号の続用は、譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたと同視できる外観を作り出したといえよう。また、譲渡会社の債権者にとって債務の弁済は、譲渡会社の収益力に依存しているものであり、収益力の源泉は事業である。営業上の債務は事業そのものが担保となつていふと考えられよう。

(15) ちなみに、参考になる事例として、不正競争防止法の違反事例で、略称の使用が違法と認定されたものがある。すなわち、「株式会社河原コンクリート工業所」の略称が「河コン」(かわかん)であったところ、「有限会社カワコン」は、営業を混同するおそれが生じると認定され、不正競争防止法二条一項一号、三条一項に基づき、商号の使用の中止および商号の抹消登記手続が認められている(東京高判平成一四・一一・二八判決H一四(ネ)一六一四号)。

事業譲渡において、譲受会社が譲渡会社の商号の略称を続用していても、営業を混同するおそれが生じているとして、営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたものと認定される場合もあるろう。

(16) 本判決とは別に、X社がA社および代表取締役Bに対して、金銭消費貸借の元金・利息・遅延損害金の返済を求めて、勝訴した判決があり、当該事件において原告が主張した(東京地方裁判所平成二七年一〇月二日判決(LEXDB文献番号:二五五三二七八〇))。

事業の譲受会社が譲渡会社の商号の略称および標章を続用していたことを理由に……

一一三

- (17) 升田純「現代型取引をめぐる裁判例(6)」判時一六五三三九頁(一九九八)。
- (18) 遠藤喜佳「ゴルフクラブ名の統用と預託金返還義務の有無」金融・商事判例一九五号六八頁(二〇〇四)。
- (19) 森宏司「営業譲渡における商号統用者責任の要件(下)」銀行法務二一第六三九号二八頁(二〇〇四)。
- (20) 近藤光男「ゴルフクラブの名称と商法二六条一項における商号」私法判例リマックス二〇〇二(下)八五頁(二〇〇二)。
- (21) 土岐孝宏「本件判批」法七七三四号一一頁(二〇一六)。
- (22) 例えば、不正競争防止法の第二条第一項第一号で不正競争に該当する行為を定めている。すなわち、「他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」である。
- 事業譲渡の際、標章以外に、他人の商品等表示を行うことの許諾が与えられ、それにより営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたものであれば、会社法二二条一項の類推適用が可能であると考ええる。
- (23) 参考になる事例として、不正競争防止法の違反事例で、商号の略称および標章の使用が違法と認定されたものがある。すなわち、「メデイカル・ケア・プランニング株式会社」が、「株式会社MCP」に対し、不正競争防止法二条一項一号、三條一項に基づき、営業を混同させているとして、商号「株式会社MCP」お

び「MCP」という標章の使用の差止めを求め、認められている(東京地判平成二五・一一・二二判決H一四(ホ一六一四号))。